

○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業委託業務に係る
身分証明書の交付に関する規程

令和3年2月10日
水道企業部管理規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業における委託業務を受けた者（以下「受注者」という。）に係る身分証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 委託業務の範囲は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部が発注する建設工事、建設工事等に係る製造の請負、測量、調査、設計等の委託業務（以下「委託業務等」という。）とする。

(身分証明書の交付の申請)

第3条 従事者の身分証明書の交付を受けようとする受注者は、身分証明書交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 身分証明書の交付を受けようとする従事者の一覧及び写真
- (2) 前項の者と受注者が恒常的な雇用関係を証明するもの

(身分証明書の交付等)

第4条 管理者は、身分証明書の交付申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは身分証明書（別記第2号様式）を交付しなければならない。

- 2 前項で交付を受けた身分証明書の有効期間は、当該身分証明書の発行日から委託業務等に係る期間とする。
- 3 受注者において、業務等に従事する者（以下「従事者」という。）の増加又は変更があったときは、前条を準用する。

(身分証明書の提示等)

第5条 従事者は、業務中は常に身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 2 受注者は、従事者に対し、前項の規定を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 3 受注者及び従事者は、身分証明書を他人に譲渡、又は貸与してはならない。

(届出及び身分証明書の返還)

第6条 受注者は、従事者の増加、減少、若しくは変更があったとき、又は、身分証明書の紛失、破損、汚損等があったときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、不要となった身分証明書があるときは、同項の規定による届出に併せて、当該身分証明書を管理者に返還しなければならない。

3 受注者は、委託業務等に係る期間が満了したとき、又は、契約が解除されたときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、身分証明書について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (令和3年2月10日水企管規程第2号)

この管理規程は、公布の日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 3 条関係）

身分証明書交付申請書

年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管 理 者 様

住 所
申請者
氏 名
電話番号

年 月 日に下記のとおり委託業務等を受注しましたので、
印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業委託業務に係る身分証明
書の交付に関する規程第 3 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 委託業務等の名称

2. 委託業務等の期間

3. 添付書類

(1) 身分証明書の交付を受けようとする従事者一覧及び写真

(2) 身分証明書の交付を受けたい従事者と申請者が恒常的な雇用
関係を証明するもの

（表）

第 号	身 分 証 明 書
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	会 社 名 所 在 地 氏 名 生年月日
上記の者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合が発注した水道用水供給事業の委託業務等に従事する者であることを証明する。	
年 月 日	
印旛郡市広域市町村圏事務組合 管 理 者 印	

（裏）

遵 守 事 項
1 この証明書は、発行日から 年 月 日まで有効とする。
2 従事者は、業務中は常に携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 受注者及び従事者は、当該証明書を他人に譲渡、又は貸与してはならない。
4 受注者は不要となったときは、当該証明書を管理者に返還しなければならない。
5 受注者は、委託業務等に係る契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、直ちに当該証明書を管理者に返還しなければならない。